

山口県商品流通調査 よくある質問

1 調査全般

Q 1 : この調査の目的は何か。

A 1 : 商品流通調査は、各都道府県が作成する「産業連関表」に必要な不可欠な調査で、統計法第 24 条の規定に基づく地方公共団体が行う統計調査として、令和 2 年暦年の地域相互における商品流通状況を把握する目的で実施するものです。原則 5 年に 1 度調査をお願いしています。

なお、今回は平成 29 年 8 月に平成 27 年（暦年）の状況を調査しております。

Q 2 : 産業連関表はどのように使われているのか。

A 2 : 産業連関表は、1 年間の県内すべての財・サービスの流れを記録した統計資料であり、地域経済を分析する重要な統計資料です。産業連関表は、経済構造を明らかにできるだけでなく、経済予測や経済計画の立案、開発・投資などの効果測定など様々な分野で、幅広く活用されています。例えば、イベント開催による経済波及効果や大規模な災害が与える影響などを試算する際にも、この産業連関表が使われています。

Q 3 : なぜ当事業所が調査の対象となったのか。

A 3 : 統計法に基づいた国の承認を得たうえで、工業統計調査や生産動態統計調査のデータを利用し、各品目ごとに工業統計調査の出荷額又は生産動態統計調査の生産数量の大きい順に、調査対象事業所を選定しています。

商品流通調査は大変重要な調査ですので、ご多忙の中恐れ入りますが、御協力をお願いします。

Q 4 : 本調査は公表するのか。

A 4 : 調査結果は、山口県が作成する産業連関表作成のための基礎資料とします。このため、商品流通調査のみの集計結果の公表は行いません。

Q 5 : 他県からも同様の照会が来ているが、回答しなければならないのか。

A 5 : 商品流通調査は 47 都道府県で実施するため、全国に事業所がある企業は、各都道府県から照会が届く場合があります。恐れ入りますが、各都道府県ごとに御回答をお願いします。

Q 6 : 本社で一括して記入してよいか。

A 6 : この調査は、個々の事業所を対象としていますので、事業所単位での記入をお願いします。したがって、例えば同じ企業の他の工場にも同様の調査票が届いている場合がありますが、それぞれの事業所（工場）ごとに調査票を記入してください。

2 調査票について

Q7： 前回調査票を見たい、または、前回当社で記入した担当者を教えて欲しい。

A7： 統計法第40条（調査票情報等の利用制限）の規定により前回の調査票、担当者情報は提供することが出来ません。なお、お手数をおかけしますが、今回ご提出いただく調査票については、次回調査に向けて提出データを保存していただきますようお願いいたします。

Q8： 調査票に品目名があらかじめ記載されているのはなぜか。

A8： 統計法に基づいた手続きを経て国の承認を得た上で、工業統計調査や生産動態統計調査のデータを利用しているためです。

Q9： 調査票に事業所で製造されている品目名が記載されていない場合は、どうすればよいか。

A9： 記載されていない品目について、「令和2年山口県商品流通調査記入手引」P8～25の「商品流通調査品目表」を参考に、調査票の空欄に追記して御回答ください。

Q10： 品目が多くて1枚の調査票に書ききれないがどうしたらよいか。

A10： 追加の調査票を送付させていただきますので、山口県統計分析課調査分析班（電話：083-933-2663）までご連絡ください。

また、以下のURLから調査票の電子媒体（EXCEL形式）をダウンロードすることができます。

【令和2年山口県商品流通調査ホームページ】

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/22/166524.html>

Q11： 調査票を電子媒体で提供してほしい。

A11： 以下のURLから調査票の電子媒体（EXCEL形式）をダウンロードすることができます。

【令和2年山口県商品流通調査ホームページ】

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/22/166524.html>

Q12： 郵送以外の方法での提出はできないのか。

A12： 以下のURLから調査票の電子媒体（EXCEL形式）をダウンロードの上、必要事項を記入していただき、「やまぐち電子申請サービス」から提出してください。なお、セキュリティが確保されていない等の問題があるため、電子メールでの提出はご遠慮頂いております。

【令和2年山口県商品流通調査ホームページ】

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/22/166524.html>

※こちらから「やまぐち電子申請サービス」へリンクがあります。

3 事業所について

Q13： 社名を変更している場合はどうすればよいか。

A13： 「事業所名」欄にある旧社名に取消線を引き、その横に新社名をご記入いただき、社名変更した旨を備考欄に記入してください。

Q14： 令和2年内に移転した場合はどうすればよいか。

A14： 移転先が山口県内であれば、移転前と移転後の生産を記入してください。

移転先が山口県外であれば、移転前の生産を記入してください。移転後の生産は、山口県の調査票には、記入していただく必要はありません。

Q15： 独立した新会社で生産を引き継いでいる場合はどうすればよいか。

A15： 事業所の所在地によって異なります。

(1) 所在地変更無し、または山口県内で所在地変更した場合

「事業所名」に新社名を記入し、所在地変更前、後の合計の生産を記入してください。

(2) 山口県外に所在地変更した場合

「事業所所在地」欄にある所在地を訂正し、所在地を変更した年月を備考欄に記入してください。また、令和2年内に所在地を山口県外に変更した場合、所在地を変更する前までの生産を記入してください。変更後の生産については、山口県の調査票には記入の必要はありません。

Q16： 合併したが、合併前のA社とB社それぞれに調査票が送付されている場合はどうすればよいか。

A16： 令和2年内の数ヶ月でもA社、B社それぞれが生産活動をしていれば、そのままそれぞれの調査票に記入してください。

Q17： 会社組織が二つに分割した場合、どうすればよいか。

A17： 分割に伴い、新事業所が令和2年中に山口県内に設立した場合は、追加の調査票を送付させていただきますので、山口県統計分析課調査分析班（電話：083-933-2663）までご連絡ください。

Q18： 事業所が閉鎖した場合はどうすればよいか。

A18： 令和2年1月から閉鎖するまでの実績を可能な範囲で記入してください。

なお、令和元年12月までに閉鎖した場合は、備考欄にその旨を記入し返送してください。

4 記載方法について

Q19： 暦年ではなく年度で記入してもよいか。

A19： 暦年で記入することが困難であれば、年度や決算期など、令和2年1～12月を最も多く含む1年間の実績を記入していただいても結構です。

Q20： 単価が分からないので、数量で記入したい。

A20： 貴事業所内で単価の分かる部署に問い合わせいただき、金額で記入してください。

Q21： 海外生産は対象になるか。

A21： 本調査は国内における生産活動を対象としていることから、海外生産は調査対象外となります。

Q22： 生産した製品が全量自工場消費される場合はどうすればよいか。

A22： 数量×生産単価で計算した額を「自工場生産額」及び「うち自工場消費額」に記入してください。

Q23： 他の事業所から受け入れた製品を全く加工せず、そのまま出荷する場合は対象となるか。

A23： この場合は調査対象外ですので、備考欄にその旨を記入し返送してください。

Q24： 製品を完成させるために1年以上日数を要する場合はどうすればよいか。

A24： 生産額には、令和2年1月～12月の生産実績を記入してください。出荷額には、令和2年に実際に引き渡したものを記入してください。

Q25： 他の事業所に委託して生産させた製品の扱いはどうすればよいか。

A25： 実際に受託生産を行った受託者の側で計上するため調査対象外となりますので、備考欄にその旨を記入し返送してください。

Q26： 消費地域別構成比が都道府県別に分からない場合はどうすればよいか。

A26： 基本的には、都道府県ごとの数字を記入してください。どうしても分からない場合には、可能な範囲で消費先を推計して記入してください。都道府県別には分からないが関東地域や中部地域など地域区分が分かる場合には、各地域の「不明」欄に記入してください。

Q27： 品目毎の構成比の合計が100%にならない場合はどうすればよいか。

A27： きる限り合計が100.0%となるように記入していただきたいのですが、どうしても分けられない場合は、県ごとに記入された中で、最も出荷の高い地域の「不明」欄で調整していただいても結構です。